

医療費助成を受けられている方へ

◎医療費助成の更新について

「子ども医療費」、「母子・父子家庭医療費」、「心身障害者医療費」の助成受給者証は、更新申請書の提出があった方から送付しています。更新申請書の提出がまだの方は、提出をしてください。

◎母子・父子家庭医療費、心身障害者医療費助成対象者の方について

病院を受診する際は、『受給者証』と『健康保険証』を窓口へ提示し、『母子・父子家庭医療費助成申請書（水色の用紙）』・『心身障害者医療費助成申請書（64歳までの方はオレンジの用紙、65歳以上の方は黄色の用紙）』に（住所・氏名・生年月日・受診年月・受給者番号・保険証の記号・番号・保険者名）を正しく記入・押印し医療機関などの窓口月に月ごと、病院ごと、診療科ごとに分けて提出してください。

また、同じ月に入院と通院の両方があった場合は入院分1枚と外来分1枚の2枚を提出してください。

● 問合せ 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

児童手当の支給について

10月～1月の4か月間の児童手当は2月8日に受給者の口座に振り込みます。なお、現況届の手続きがお済みではない方は、提出をしてください。

● 問合せ 町民福祉課福祉班 ☎354-5706



松島町奨学生募集

松島町では、経済的理由から修学が困難な方を対象に奨学金制度を創設しています。

詳しくは下記までご相談願います。

●貸与金額（主なもの）

高校生	自宅通学者	1万円（月額）
	自宅外通学者	2万円（月額）
大学生	自宅通学者	2万円（月額）
	自宅外通学者	3万円（月額）

● 償還期間 奨学金は無利子です。卒業した翌年の4月から、期間内（最長6年）に償還していただきます。

● 申込受付期間 2月1日（金）～3月15日（金）

● 問合せ 教育課学校教育班 ☎354-5713

精神疾患を持つ人を身内に抱える家族のつどい

ほっと一息つきませんか？統合失調症、うつ病、躁うつ病などの精神疾患を持つ人を身内に抱える家族の方はご苦労も多いかと思えます。家族の日頃の悩みなどを話したり、ほっと一息つくことができるような集まりを実施いたします。

ご参加をお待ちしています。

● 日時 2月14日（木）
午後1時30分～午後3時

● 場所 JA高城避難所 多目的ホール

● 問合せ 健康長寿課健康づくり班
（保健福祉センターどんぐり）
（保健師まで） ☎355-0703

～認知症相談をご利用ください～

毎月1回、松島町認知症地域支援推進員（グループホーム桜の家・内海氏）による認知症相談を実施しています。認知症の不安がある方、認知症の方の介護で悩んでいる方など、お気軽にご相談ください。相談をご希望の方は、事前に下記までお電話ください。

● 日時 3月1日（金）
午前10時～正午

● 場所 高城字町53
SaKuRa（さくら）カフェ

● 問合せ グループホーム桜の家
☎355-0396
健康長寿課高齢者支援班（保健福祉センターどんぐり）
☎355-0677

就学援助費（入学準備金）の入学前支給のご案内

就学援助費とは、経済的理由により学用品費や学校給食費などの支払いが困難なご家庭へ、就学上必要となる経費の一部を援助する制度です。

今年度より、下記の理由に該当する4月に小・中学校へ入学予定のお子さんの保護者に対し、入学準備金（新入学学用品費）をご入学前に支給します。

●対象となる方

2月1日時点で松島町に住民登録があり、お子さんが4月に松島町立小中学校に入学予定の方で、かつ下記記載の就学援助の要件のいずれかに該当する世帯の方

- (1) 生活保護費の停止または廃止のあった方
- (2) 世帯全員の町民税が非課税である方
- (3) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (4) 国民健康保険税の減免または徴収猶予を受けている方
- (5) 国民年金の掛金を減免されている方
- (6) 上記(1)～(5)に該当する方で、東日本大震災により半壊以上のり災証明書のある方や原発事故により町内に避難されている方

※なお、上記以外に特別な理由により生活状況が悪化した場合などはお相談ください。

●申請手続き

各小学校および教育課学校教育班（役場2階）で用意している「入学準備金受給申請書」をご記入いただき、必要書類を添付の上、下記窓口まで提出ください。

・提出先 役場2階 教育課学校教育班 または 通学している小学校

・受付期間 2月4日（月）～2月15日（金）

※新小学1年生のお子さんをもつ世帯は、教育課に申請書を提出してください。

※上記期間中に申請できなかった方は、就学援助費制度の申請を、3月20日（水）までに行ってください。ご入学後に新入学学用品費として同額を支給いたします（申請時に就学援助の要件に該当している方のみ）。詳しくは3月号でお知らせします。

●必要書類

1. 入学準備金受給申請書
2. 申請理由の証明書類（非課税証明書・児童扶養手当証書・り災証明書等）、(1)～(5)に該当されない方で特別な事情で経済的に困りの方は、収入の分かる書類
※コピー可
※申請理由が町民税非課税によるもので、平成30年1月1日時点で松島町に住民登録がある方は、非課税証明書を省略できます。

●認定・支給方法

教育委員会が支給認定の可否を判定し、3月上旬頃までご自宅に認否結果を送付します。

・支給方法 教育委員会から申請者（保護者）の口座に振り込み

・支給額 新小学1年生 40,600円

（予定）新中学1年生 47,400円

・支給日 3月下旬（予定）

● 問合せ 教育課学校教育班 ☎354-5713

東日本大震災義援金支給

東日本大震災災害義援金の支給が下記のとおり決定しました。

該当する方には12月下旬に、ご指定の口座に振込んでおりますので、ご確認ください。

※死亡により受給者が変わる場合は「変更届」の提出が必要です。口座変更の届けが出ていないため、振込ができていない対象者の方がおりますので、町民福祉課福祉班までご連絡ください。

●支給金額

区分	義援金受付団体分（第10次）	宮城県災害対策本部分（第9次）	町第4次配分
死亡・行方不明	5,000円		6,000円
全壊	5,000円		6,000円
大規模半壊	3,000円		4,000円
津波浸水区域内（全壊）	1,000円	1,000円	3,000円
津波浸水区域内（大規模半壊）		1,000円	2,000円

※義援金受付団体分：日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の義援金受付
宮城県分：宮城県災害対策本部の義援金受付

● 問合せ 町民福祉課福祉班 ☎354-5706